

公物管理等分科会及び施設・研修等分科会 審議の結果報告

<目 次>

第 17 回	公物管理等分科会	(平成 26 年 1 月 21 日開催)	1
第 18 回	公物管理等分科会	(平成 26 年 1 月 30 日開催)	2
第 19 回	公物管理等分科会	(平成 26 年 2 月 12 日開催)	4
第 40 回	施設・研修等分科会	(平成 26 年 2 月 17 日開催)	6
第 41 回	施設・研修等分科会	(平成 26 年 3 月 12 日開催)	9
第 20 回	公物管理等分科会	(平成 26 年 3 月 18 日開催)	12
第 21 回	公物管理等分科会	(平成 26 年 3 月 24 日開催)	15
第 22 回	公物管理等分科会	(平成 26 年 5 月 1 日開催)	17

第 17 回 公物管理等分科会における審議の結果報告

平成 25 年度事業選定等に係るヒアリングについて

『公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施について（平成 25 年 12 月 20 日官民競争入札等監理委員会了承）』に基づき、各府省等に対してヒアリングを実施することとして通知した下記の事業について、平成 26 年 1 月 21 日開催の第 17 回公物管理等分科会で審議を行った。概要は以下の通りである。

I ヒアリング対象事業（別表フォローアップ）

「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務」及び「書面による手続のデータエントリー業務」（一括して審議）

1. ヒアリングの内容等

経済産業省（特許庁）から事業の概要及び登録情報処理機関の拡大策についての説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

- (1) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）の現行解釈及び条文制定経緯を確認し、必要に応じて、解釈の見直しを求める必要がある。
 - ・ 法第 9 条第 1 項（登録情報処理機関となる時期など）、法第 19 条第 2 項（他の株式会社の子会社の除外など）、法第 24 条（財産目録の備置き及び開示など）について解釈の見直しの検討の余地がある。
- (2) 登録情報処理機関に関する登録促進策の実施を求める必要がある。
 - ・ 業務に必要なプログラム（プロトタイプなど）等の開発を行い、事業者の使用許諾する又は委託するなど、現状と異なるスキームの導入を検討すべき。
 - ・ 事業者が保有している既存のプログラム（ソフトウェア等）、市販されている既存のプログラム（ソフトウェア等）などの活用を促進するためより一層の情報開示を行うことを検討すべき。
- (3) 適切な発注単位の検討
 - ・ 事業者ヒアリングの結果、処理件数が多いことが参入障壁となっているとの意見があったことから、適切な発注単位の検討が必要。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

委員からの質問・意見を踏まえ、登録情報処理機関となる時期を「入札時まで」から「電子化業務開始時まで」とする等、改善方策を検討。

3. ヒアリングの結果

第 22 回公物管理等分科会において、再ヒアリングを行い、特許庁の対応方針の妥当性を検証することとなった。

以 上

第 18 回 公物管理等分科会における審議の結果報告

平成 25 年度事業選定等に係るヒアリングについて

『公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施について（平成 25 年 12 月 20 日官民競争入札等監理委員会了承）』に基づき、各府省等に対してヒアリングを実施することとして通知した下記の事業について、平成 26 年 1 月 30 日開催の第 18 回公物管理等分科会で審議を行った。概要は以下の通りである。

I ヒアリング対象事業（別表フォローアップ）

防衛省・自衛隊の事務用品調達業務

1. ヒアリングの内容等

防衛省・自衛隊から事業の概要及び陸上自衛隊・海上自衛隊への拡大措置に関する対応について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

- (1) 陸上自衛隊及び海上自衛隊の現状の課題の整理が必要である。
 - ・ 陸上自衛隊及び海上自衛隊の現在の事務用品の調達状況（随意契約の割合、落札率等）を整理し、それに基づく課題の整理が必要である。
- (2) これまでの民間競争入札実施の成果を踏まえた検討状況の整理が必要である。
 - ・ 航空自衛隊で実施している民間競争入札の成果について、陸上自衛隊及び海上自衛隊の調達に活用するための検討を行う必要がある。
- (3) 今後の対応を防衛省が整理する必要がある。
 - ・ 課題等を踏まえ、防衛省としてどのような改善を行っていかうと考えているのか。具体的な数値目標、改善手法及び実施期限を明確にした方針（計画）を分科会に説明してほしい。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

陸上自衛隊及び海上自衛隊について、現状の調達の改善の余地を整理、調達の更なる適正化を図るための取組方針を策定し、改善に向けた取組を行うこととなった。

3. ヒアリングの結果

第 22 回公物管理等分科会において、再ヒアリングを行い、防衛省・自衛隊の調達の更なる適正化を図るための取組方針について確認する。

Ⅱ ヒアリング対象事業（別表フォローアップ）

放射能測定調査

1. ヒアリングの内容等

原子力規制委員会から事業の概要及び別表フォローアップに関する対応について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

- (1) 業務実施が可能な事業者数、それら事業者が当該入札に参加しない（できない）理由等、マーケットの現状を説明する必要がある。
- (2) 一般競争を実施しているものの競争性が十分に確保されていないことから、契約方法の見直しを検討する必要がある。
 - ・ 落札予定者及び次点者について、契約に先立ち、米軍基地への立入許可申請を行い、許可された者と契約を行う（双方とも許可されなければ現行事業者と随意契約）等、新たな視点からの契約方式の検討が必要。
- (3) 入札参加者が増加するような取組の実施が必要である。
 - ・ 本業務は 24 時間 365 日の業務実施体制の確保を求めているが、業務分割等により複数者契約とし、相互補完が可能となるようにする等、入札参加者を増やすような取組が必要。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

引き続き、民間競争入札実施に向けた課題への対応を検討しつつ、放射能測定調査に関する類似の業務において、民間競争入札を実施。その結果を踏まえ、監理委員会と連携しつつ、結論を整理することとした。

よって、類似事業である「海洋環境における放射能調査及び総合評価」を民間競争入札の対象として自主的に選定し、その結果を踏まえ、「放射能測定調査」の取扱いを検討することとした。

3. ヒアリングの結果

平成 26 年度に閣議決定される 基本方針別表に「海洋環境における放射能調査及び総合評価」を対象事業として記載するとともに、「放射能測定調査」について、“「海洋環境における放射能調査及び総合評価」の民間競争入札及び事業実施の状況等を踏まえ、監理委員会と連携しつつ、民間競争入札の活用を検討する”旨を明記。

以 上

第 19 回 公物管理等分科会における審議の結果報告

平成 25 年度事業選定等に係るヒアリングについて

『公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施について（平成 25 年 12 月 20 日官民競争入札等監理委員会了承）』に基づき、各府省等に対してヒアリングを実施することとして通知した下記の事業について、平成 26 年 2 月 12 日開催の第 19 回公物管理等分科会で審議を行った。概要は以下の通りである。

I ヒアリング対象事業（事業選定）

特許等取得活用支援事業

1. ヒアリングの内容等

経済産業省（特許庁）から事業の概要等について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

- (1) 業務全体の質の維持向上の観点から、業務全体の市場化を図ることが必要である。
 - ・ 有能な事業者の育成が重要であり、以下の取組を行う必要がある。
 - ① 都市部において、既存の知財戦略コンサルタントの積極的な活用。
 - ② 地方部において、知財戦略をコンサルティングできる事業者を拡大（育成）する環境及び都市部に存在する既存の事業者が地方部に進出できる環境の整備。
 - ・ 具体的には、窓口設置の借料等必要経費、契約年数、入札参加要件等に内包している参入障壁を軽減し、業務品質の向上を図るため、民間競争入札を導入し、競争環境を整える必要がある。
 - ・ 効率的な窓口の配置、適切な地域ブロックの設定等に関する検討が必要である。
- (2) 民間競争入札のメリット措置を積極的に活用すべきである。
 - ・ 複数年契約を実施することにより、事業者が窓口を用意した場合においても、契約期間中は窓口が固定され、利用者の利便性が損なわれない。
 - ・ 中小企業の知的財産という重要な情報を取り扱う業務であることから、受託者に対するみなし公務員規定が有用なものとなる。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

民間競争入札の対象として、自主的に選定（ただし、事業の抜本的見直しの結果を踏まえ、実施について検討）。

3. ヒアリングの結果

平成 26 年度に閣議決定される基本方針別表に「特許等取得活用支援事業」を対象事業として記載する。なお、平成 27 年度以降の事業のあり方に関する検討結果を踏まえ、民間競争入札の実施等について、監理委員会と連携しつつ、平成 26 年度中に結論を得ることとした。

Ⅱ ヒアリング対象事業（別表フォローアップ）

地方交付税算定等業務

1. ヒアリングの内容等

総務省から事業の概要及び別表フォローアップに関する対応について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

- (1) 現行事業実施者が地方共同法人化されるとしても、業務実施に当たっては、民間事業者のノウハウの活用が必要である。
 - ・ 民間事業者の活用により、業務品質の維持向上を図ることが可能である。
 - ・ 業務を区分して、別途、民間競争入札を実施することはできないのか。
- (2) 現行事業実施者が地方共同法人化されることから、当該法人と特命随意契約を行うとのことであるが、事前に総務省契約監視会が承認した場合のみ、監理委員会としては随意契約を妨げないという判断ができる。
 - ・ 契約監視会における審議はどのような予定で行われるのか。
 - ・ 仮に、契約監視会で特命随意契約が認められなければ、ヒアリングによりその事由を確認し、引き続き、民間競争入札の実施を求めることもあり得る。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

総務省は、本事業を特命随意契約により実施するが、委員からの指摘等を踏まえ、民間事業者の創意工夫を活用するという観点から、地方共同法人地方公共団体情報システム機構に対して、引き続き、民間事業者からの出向者の活用を求めるとともに契約額の見直しを適切に実施することとなった。

3. ヒアリングの結果

本事業の特命随意契約が総務省契約監視会（平成 26 年 3 月 10 日）で承認されたことから、当該事業について、別表から削除することとなった。

以 上

第40回 施設・研修等分科会における審議の結果報告

平成25年度事業選定等に係るヒアリングについて

『公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施について（平成25年12月20日官民競争入札等監理委員会了承）』に基づき、各府省等に対してヒアリングを実施することとして通知した下記の事業について、平成26年2月17日開催の第40回施設・研修等分科会で審議を行った。概要は以下の通りである。

I ヒアリング対象事業（事業選定）

（独）理化学研究所が実施する以下の4事業

- ・ 播磨研究所大型放射光施設（SPring-8）及び関連施設運転業務
- ・ 大型放射光施設（SPring-8）及び関連施設建屋・設備等運転保守業務
- ・ X線自由電子レーザー装置等の運転監視業務
- ・ X線自由電子レーザー装置等の保守・調整・整備業務

1. ヒアリングの内容等

（独）理化学研究所から事業の概要等について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

- 施設の運転管理等の定型的な業務は、積極的に民間事業者を活用し、経費の削減を図ることが可能ではないか。
 - ・ SPring-8については、中長期的な視点では、研究・開発に係る部分と既に共同利用している部分の区分を進め、共同利用している部分については、更なる定型化を図ることにより、幅広い民間事業者の活用が可能と考えられる。
 - ・ 本施設及び関連施設の運転業務のうち、加速器運転・維持管理業務等、再委託している部分を中心として、業務を区分する余地を検討し、民間競争入札の導入を検討してはどうか。
 - ・ 削減した経費について新規研究開発への流用を可能とする等、インセンティブの導入が不可欠。
 - ・ 建屋・設備等運転保守業務については、競争性の向上と業務品質の維持・向上が期待されることから、当業務に係るマニュアルを整備した上で、民間競争入札の導入を検討してはどうか。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

研究開発法人の調達に関する仕組みについては、総務省で「調達に関する新たなルール」が検討されることとなっていることから、民間競争入札の導入については、総務省が示す新たなルールを踏まえて検討する。

3. ヒアリングの結果

(独) 理化学研究所が行う自主的な改善の取組について、監理委員会がフォローアップを行うものとし、平成 26 年度以降、ヒアリング対象候補として、引き続き、改善を要請。

II ヒアリング対象事業 (事業選定)

中東産油国向け産業協力事業

1. ヒアリングの内容等

(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構から事業の概要について説明があり、委員から下記のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

- (1) 業務区分等による民間競争入札の実施の可否の検証が必要である。
 - ・ 特に再委託されている業務の中にサウジアラビア等への投資促進のための日本企業の発掘・支援（コンサルティング・調査等）などの外国政府機関と直接関わらない業務が存在することから、当該部分を区分して民間競争入札を導入した場合のメリット及びデメリットを整理する必要がある。
- (2) 業務のあり方について、再点検を行う必要がある。
 - ・ 業務内容を勘案すると当該業務は国が自ら実施すべき業務のように感じる。国及び日本貿易振興機構（JETRO）との棲み分けはどうなっているのか。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

随意契約理由の「条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められるもの」に該当するため、特命随意契約を行う。随意契約に当たっては、経費の見直し等により、一層の効果的かつ効率的な運用を図りながら、事業を推進する。

3. ヒアリングの結果

(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う自主的な改善の取組について、監理委員会がフォローアップを行うものとし、平成 26 年度以降、ヒアリング対象候補として、引き続き、改善を要請。

Ⅲ ヒアリング対象事業（別表フォローアップ）

全国港湾海洋波浪情報網における海象情報データ伝送補助業務

1. ヒアリングの内容等

国土交通省から事業の概要及び別表フォローアップに関する対応について説明があり、委員から下記のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

- (1) 事業分割前後のすべての事業について、契約状況（平成 23 年度から 25 年度の件名、契約金額、契約相手方、応札者数、落札率等）を整理する必要がある。
- (2) 新規参入者を増加させる取組が必要である。
 - ・ 事業者が新規参入のメリットを享受できるように契約年数の複数年化を検討してはどうか（業務内容の変動が年度ごとに大きいとのことであったが、契約変更の範囲で対応できると思料）。
 - ・ 分割した業務の一つである統計解析等補助業務（観測データ速報処理等）については、引き続き、一者応札となっている。よって、民間競争入札を実施し、官民競争入札等監理委員会における実施要項の審議を通じて、情報開示の拡大、発注ロットの見直し等を検討することにより、競争性の向上が期待できる。
 - ・ 民間競争入札の実施に当たっては、事業者ヒアリングを実施し、競争阻害要因を分析する必要がある。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

民間競争入札を実施する。ただし、平成 26 年度事業は、既に入札手続き中であることから、その結果等を踏まえつつ、対応について検討。

3. ヒアリングの結果

ヒアリングを踏まえ、平成 26 年度に閣議決定される基本方針別表における「全国港湾海洋波浪情報網における海象情報データ伝送補助業務」について、“国土交通省が入札改善の取組を行い、当該取組の結果及びその検証を踏まえ、監理委員会と連携しつつ、実施予定時期について平成 26 年度中に結論出す”旨を明記。

以 上

第 41 回 施設・研修等分科会における審議の結果報告

平成 25 年度事業選定等に係るヒアリングについて

『公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施について（平成 25 年 12 月 20 日官民競争入札等監理委員会了承）』に基づき、各府省等に対してヒアリングを実施することとして通知した下記の事業について、平成 26 年 3 月 12 日開催の第 41 回施設・研修等分科会で審議を行った。概要は以下の通りである。

I ヒアリング対象事業（事業選定）

登記情報システムの業務アプリケーション保守業務

1. ヒアリングの内容等

法務省から事業の概要等について説明があり、委員から以下のような質問及び意見があった。

【委員からの主な意見】

(1) アプリケーションの開発と保守業務の契約のあり方について

- ・ 次期の大規模なシステムの改修時期において、システム開発とその後の保守業務を一体的に調達し、競争入札を実施する等、トータルコストの観点から、効率的な保守業務の契約方式について検討する必要がある。

(2) システムのあり方について

- ・ システム全体のオープン化を図っているものの、従来開発した古い仕様の言語で構成されたプログラムを部分的に引き継いでおり、技術者の確保等という点で将来的に保守が困難になると推測されることから、さらなるオープン化を図るべきである。また、システムのオープン化を進めることで、保守業務に対する新規参入障壁が緩和され、さらなる競争性の向上が期待される。
- ・ 今後の競争性向上という観点からは、一部分にパッケージソフトウェアを利用する、クラウド化を検討する等により、システムそのものをスリム化していくことが必要ではないか（現行システムのような複雑な構成が必要か検証）。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

法務省の自主的な改善提案に従い、次期入札において、ゼロ国債の活用及び事業の複数年化による準備期間の確保、更なる情報開示の拡大等を実施する。

3. ヒアリングの結果

法務省が行う自主的な改善の取組について、監理委員会がフォローアップを行うものとし、平成 26 年度以降、ヒアリング対象候補として、引き続き、改善を要請。

さらに、法務省に対して、次期システムの大規模な改修の際に、適切な調達のあり方について検討を求めたこととした。

Ⅱ ヒアリング対象事業（事業選定）

（独）放射線医学総合研究所が実施する以下の3事業

- ①被ばく医療共同研究施設放射性廃棄物処理設備の運転保守管理業務請負
- ②重粒子線がん治療装置及びサイクロtron装置の運転及び維持管理業務
- ③重粒子線棟及び新治療研究棟機械設備運転保守管理業務

1. ヒアリングの内容等

（独）放射線医学総合研究所から事業の概要について説明があり、委員から下記のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

- （1）本事業を実施可能な事業者はどの程度存在するのか（市場性の有無）。
 - ・ 事業を実施するために設立された法人（又は機器を製造した事業者の子会社等）が存在する中で、業務全体を競争させたとしても、公正な競争は望めないのではないか。新規参入を促すためには、工夫が必要ではないか。
- （2）事業のあり方、契約方式等について、検討を行う必要がある。
 - ・ 平成24年から25年度にかけて落札率が大幅に低下しているが、原因をどのように分析しているか。
 - ・ ②については、類似の施設（電子加速器、イオン照射研究施設等）で民間競争入札を実施している事例があるが、本施設は、それらの施設と比較して運転操作、維持管理等の視点で絶対的に異なる部分はあるのか（ビームの種類により、操作方法に大きな違いがあるのか）。
 - ・ 一者応札が継続している状況から経費が高止まりしている可能性があり、他方、契約金額が事業開始当初から約3割減少していることから、適切な経費について検証を行う必要がある。
 - ・ 業務が定型化できる部分をはじめとして、業務を分割して発注することを検討する等、競争性を高める努力が必要である。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

事業者等に対するヒアリング、仕様書に関する意見招請等を実施するとともに、一般競争入札（総合評価落札方式）の採用に関する検討を実施。

3. ヒアリングの結果

（独）放射線医学総合研究所が行う自主的な改善の取組について、監理委員会がフォローアップを行うものとし、平成26年度以降、ヒアリング対象候補として、引き続き、改善を要請。

Ⅲ ヒアリング対象事業（事業選定）

toto くじ販売に関する広報宣伝業務

1. ヒアリングの内容等

（独）日本スポーツ振興センターから事業の概要について説明があり、委員から下記のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

- ・ （交通広告等）一部でも、価格要素を含んだ競争入札を実施することは非常に意義があることである。是非、前向きに検討を進めて頂きたい。
- ・ 個別に契約しているクリエイティブ作成及び広告媒体買付については、複数者の見積りにより適正性を検証するとともに、専門的知識のある職員を育成し、組織としての検証能力を高める必要がある。
- ・ 個別の媒体の価格の検証だけでなく、業務を受託している（株）電通に対する評価において、効率的、効果的に当該業務を実施しているかについて検証する必要がある。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

委員からの質問・意見等を踏まえ、（独）日本スポーツ振興センターが、引き続き、広報宣伝業務について、競争的な要素を取り組む可能性を検討することとなった。具体的には、広報宣伝業務のうち、年間を通じて確実に実施することが想定される業務等について、一般競争入札に付すことの可能性について検討を行う。

3. ヒアリングの結果

（独）日本スポーツ振興センターが行う自主的な改善の取組について、監理委員会がフォローアップを行うものとし、平成 26 年度以降、ヒアリング対象候補として、引き続き、改善を要請。

以 上

第 20 回 公物管理等分科会における審議の結果報告

平成 25 年度事業選定等に係るヒアリングについて

『公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施について（平成 25 年 12 月 20 日官民競争入札等監理委員会了承）』に基づき、各府省等に対してヒアリングを実施することとして通知した下記の事業について、平成 26 年 3 月 18 日開催の第 20 回公物管理等分科会で審議を行った。概要は以下の通りである。

I ヒアリング対象事業（事業選定）

全国学力・学習状況調査を実施するための委託事業（小学校・中学校）

1. ヒアリングの内容等

文部科学省から事業の概要等について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

- (1) 文部科学省が自主的に取り組むと提案した内容では、競争性の向上が望めるとは思えない。改善の方向性が不十分。
- (2) 文部科学省は、本事業について、競争性の向上に取り組む意思があることから、民間競争入札を実施しない理由は見当たらない。また、民間競争入札を実施することで以下のようなメリットが想定される。
 - ・ 実施要項、仕様書等を監理委員会（入札監理小委員会）という公開の場で審議することにより、審議内容が国民に対して可視化され、透明性を確保することが可能。
 - ・ 実施要項の審議を通じて、各分野の有識者（第三者委員）からのアドバイスを受けることにより、さらなる競争性の向上が期待できるとともに業務の質の維持・向上が図られる。
 - ・ パブリックコメントを実施することにより、入札説明会に参加した者のみならず（特定の者以外の）、幅広い事業者等から意見を聴取することが可能。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

平成 26 年度に自主的な入札改善の取組を行い、その結果について、平成 26 年度末までに監理委員会に報告する。当該取組の結果、改善が見られなかった場合には、監理委員会と連携しつつ、今後の改善の進め方について検討を行う。

3. ヒアリングの結果

平成 26 年度に閣議決定される 基本方針別表に「全国学力・学習状況調査の実施業務」を対象事業として記載する。文部科学省が自主的に行う入札改善の取組によって改善が見られなかった場合に、監理委員会と連携しつつ、今後の改善の進め方について検討を行う旨を明記。

Ⅱ ヒアリング対象事業（事業選定）

化学物質の人へのばく露量モニタリング調査（環境省）

1. ヒアリングの内容等

環境省から事業の概要等について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

（1）これまでの取組

- ・ 一者応札の改善に向けて、入札公告の公示期間の延長のみ対応しているが、環境省として改善の取組が不十分であり、競争環境を整える取組が必要。
- ・ 具体的には、入札参加が可能な民間事業者へのヒアリングにおける自治体との調整業務の負担が過大であるとの意見について、環境省が業務フローを明示し、民間事業者が実施する業務と環境省が支援を行う部分を明示する等、情報開示を工夫すれば、経費の算定が容易になり、競争性の向上の可能性はあるのではないか。
- ・ 業務内容等に関する情報開示の方法等、応札者数を増加させるための仕様書等の見直しについては、これまで数多くの案件について審議を行ってきた実績を踏まえると、監理委員会が関与する余地が十分あるのではないか。

（2）スケジュールについて

- ・ 実施要項の審議については、案件の性質により、柔軟に対応することが可能であり、仮に調査対象物質等が確定していない場合でも、調査対象物質等未定として、審議を行うことも可能である。※事業内容が確定していない事業において同様の実績あり。
- ・ 毎年度、調査対象物質、地域等が変更となるが、業務ボリュームが年度ごとに大きな変化がなければ契約変更等により対応することも可能である。
- ・ 複数年契約が難しい場合でも、単年度で民間競争入札を実施している事例がある。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

想定される対象地域選定に係る自治体との調整フローを明示するとともに、仕様書において受託者が実施すべき業務を明らかにする。さらに、試料採取、住民への説明の実施といった現地調査に係る部分について、他の業務と切り離して再委託することを可能とする等、これまで本調査業務の受託が困難であるとしていた事業者も応札しやすくなるよう環境整備を行う。

3. ヒアリングの結果

環境省が行う自主的な改善の取組について、監理委員会がフォローアップを行うものとし、平成26年度以降、ヒアリング対象候補として、引き続き、改善を要請。

Ⅲ ヒアリング対象事業（事業選定）

環境研究総合推進費研究管理・検討事業委託業務（環境省）

1. ヒアリングの内容等

環境省から事業の概要等について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

（1）事業内容について

- ・ 環境研究総合推進費が変動するのは理解できるが、研究管理・検討事業委託業務のうち、新規課題の採択、実施課題の管理等については、大きな変動はないと思われる。

（2）スケジュールについて

- ・ 実施要項の審議については、案件の性質により、柔軟に対応することが可能であり、仮に研究課題等が確定していない場合でも、研究課題未定として、審議を行うことも可能である。※事業内容が確定していない事業において同様の実績あり。
- ・ 複数年契約が難しい場合でも、単年度で民間競争入札を実施している事例がある。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

「環境研究・技術情報総合サイト」等に成果報告書を公表することにより、業務成果の周知を図る。また、仕様書の構成を見直し、新規参集者が当該事業を俯瞰でき、予定を立てやすくする等の改善を実施するとともに平成27年度から入札公告の時期を早めることにより、事業者の準備期間等の確保に努める。

3. ヒアリングの結果

環境省が行う自主的な改善の取組について、監理委員会がフォローアップを行うものとし、平成26年度以降、ヒアリング対象候補として、引き続き、改善を要請。

以 上

第 21 回 公物管理等分科会における審議の結果報告

平成 25 年度事業選定等に係るヒアリングについて

『公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施について（平成 25 年 12 月 20 日官民競争入札等監理委員会了承）』に基づき、各府省等に対してヒアリングを実施することとして通知した下記の事業について、平成 26 年 3 月 24 日開催の第 21 回公物管理等分科会で審議を行った。概要は以下の通りである。

I ヒアリング対象事業（事業選定）

景気ウォッチャー調査（内閣府）

1. ヒアリングの内容等

内閣府から事業の概要等について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

(1) 一者応札の改善策について

一者応札が継続していることから、以下のような対応が必要ではないか。

- ・ 幅広い事業者に対してヒアリングを実施し、発注内容の見直しを行う
- ・ 企画競争等、民間事業者からの創意工夫を活用し、より効率的な業務の実施手法を検討する
- ・ 新規参入を容易にし、初期投資の回収が可能となるとともに、内閣府としても業務発注手続き等にかかる事務コストを低減するメリットがあるため、契約の複数年化を検討する

(2) 業務内容や業務の分担について

- ・ 内閣府、受託事業者、再委託先の事業者のそれぞれの業務分担が不明確
- ・ 業務の実態に合わせて適切な契約方式を検討する必要
- ・ 景気ウォッチャーの数やあり方について、再検討する必要
- ・ 景気ウォッチャー調査の結果を利用している者に対してヒアリングを行い、業務内容を見直す必要

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

調査の継続性、連続性に配慮しつつ、業務内容や業務の実施手法について、引き続き、競争性向上の観点から検討を行う。

3. ヒアリングの結果

内閣府が行う自主的な改善の取組について、監理委員会がフォローアップを行うものとし、平成 26 年度以降、ヒアリング対象候補として、引き続き、改善を要請。

Ⅱ ヒアリング対象事業（事業選定）

保障措置環境分析調査（原子力規制委員会）

1. ヒアリングの内容等

原子力規制委員会から事業の概要等について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

（1）契約方式について

- ・ 国際的な協定により、実施可能な者が限定されていることから、適切な契約方式に改めるべき
- ・ 業務全体のコストカットが必要であり、随意契約による場合でも、効率的な業務執行に努めるべき
- ・ IAEAネットワークラボである（独）日本原子力研究開発機構の受託業務について、外部委託が可能な範囲を明確にした上で、当該部分（既に再委託を行っている部分を含む）の競争性の向上と経費の削減を図るべき

（2）業務内容について

- ・ IAEAネットワークラボとして実施すべき業務の範囲とそれ以外の部分との境界を明確にするため、業務フロー・コスト分析等の手法により、再委託先を含めた業務フロー及びコストの可視化が必要
- ・ 業務のうち、IAEAネットワークラボとして実施する必要がない業務があった場合には、事業分割等により、当該部分の競争性の向上を図る必要がある

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

官民競争入札等監理委員会事務局が、（独）日本原子力研究開発機構に対し、現地調査を実施した結果、①保障措置環境分析調査はIAEAネットワークラボ（分析所）において実施される業務であることから事業分割の余地がないこと、②再委託を実施している業務についても特殊性等を勘案すれば更なる効率化は望めないこと等が確認された。

3. ヒアリングの結果

平成 26 年度以降のヒアリング対象とはせず、原子力規制委員会（原子力規制庁）の自主的な取組に委ねることとする。

以上

第 22 回 公物管理等分科会における審議の結果報告

平成 25 年度事業選定等に係るヒアリングについて

『公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施について（平成 25 年 12 月 20 日官民競争入札等監理委員会了承）』に基づき、各府省等に対してヒアリングを実施することとして通知した下記の事業について、平成 26 年 5 月 1 日開催の第 22 回公物管理等分科会で再審議を行った。概要は以下の通りである。

I ヒアリング対象事業（別表フォローアップ）

防衛省・自衛隊の事務用品調達業務

1. ヒアリングの内容等

防衛省・自衛隊から、陸上自衛隊及び海上自衛隊の事務用品調達の現状を踏まえ、更なる適正化を図るための取組について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

- ・ 年度一括調達に関しては、消耗品リストが重要。リストに載せる品目を適切に選定するとともに、カバーされない品目についての対応を検討すべき。
- ・ 地域への配慮を行うに当たっても、原則、一般競争入札とすべき。
- ・ 今後の対応を検討するに当たっては、随契の理由を記録することが重要であり、結果を活用した効率的な調達に向けた取組の検討が必要。
- ・ 少額随契の縮小に関しては、更なる現状分析（実態調査）を実施した上で、数値目標（いつまでに随意契約をどの程度とするか）を設定することが必要
- ・ 陸上自衛隊、海上自衛隊等の各組織において改善を検討しているが、最終的には一番効果が確認された方式を他組織にも適用する等、防衛省としての取組を整理する必要

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

分科会の指摘を踏まえ、少額随意契約の縮小に関して、数値目標を設定するためのロードマップを策定し、更なる現状分析（実態調査）を実施、平成 26 年度中に取組内容について結論を得る。

3. ヒアリングの結果

ヒアリングを踏まえ、平成 26 年度に閣議決定される基本方針別表における「防衛省・自衛隊の事務商品調達業務」の平成 26 年度以降の対象機関等の拡大措置について、“調達の更なる適正化を図るための取組について、引き続き、検討を実施し、監理委員会と連携しつつ、平成 26 年度中に取組内容について結論を得るとともに、当該取組の結果及びその検証を踏まえ、適切な調達のあり方を検討する”旨を明記。

Ⅱ ヒアリング対象事業（別表フォローアップ）

「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務」及び「書面による手続のデータエントリー業務」（一括して審議）

1. ヒアリングの内容等

経済産業省（特許庁）から、前回のヒアリングを踏まえた対応についての説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

（1）改善策の方向性について

- ・ 登録情報処理機関の登録タイミングの見直しは、競争性向上の観点から画期的な提案である。
- ・ 契約から事業開始までの準備期間におけるコスト負担についてどう考えているか。
- ・ 登録調査機関に比べて、登録情報処理機関があまり増えなかった理由をどのように分析しているか。

（2）今後検討すべき事項について

- ・ 特例法第 19 条第 2 項によれば、持ち株会社の子会社についても登録情報処理機関となれないとのことであるが、現在、ホールディングスが増加している企業実務の実態を踏まえ、柔軟な解釈が必要。また、株式会社以外の形態の外国法人の子会社の取扱い等、法の趣旨を踏まえ、適切な条文のあり方を検討する必要。
- ・ 業務を分割することによって、民間事業者が参入しやすくなる一方で、あまり規模が小さくなり過ぎると初期投資の回収が難しくなる恐れがあることから、民間事業者の意見等を踏まえて、適切な事業規模の検討が必要。
- ・ 登録情報処理機関の登録タイミングの見直しにかかる事務処理のあり方について、法の趣旨を踏まえ、従前の手法と齟齬が生じないような整理が必要。

2. ヒアリングを受けた実施府省の対応

競争性の向上に資するため、契約期間の複数年化、登録情報処理機関となる時期の見直し等、登録情報処理機関となるための障壁の緩和について、引き続き、検討を行い、平成 26 年度中に入札等の実施予定時期及び契約期間について結論を得るとともに適切な事業単位について検討を行う。

3. ヒアリングの結果

ヒアリングを踏まえ、平成 26 年度に閣議決定される基本方針別表における「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務」及び「書面による手続のデータエントリー業務」について、上記の実施予定時期及び契約期間に関する検討について明記。

以 上